

坂井市アンテナショップ運営業務公募型プロポーザル仕様書

1. 業務の目的

坂井市アンテナショップを首都圏における情報発信拠点として位置付け、市産品のPR、認知度向上及び観光誘客を図ることを目的とする。また、首都圏の消費者との接点を創出し、継続的に魅力発信することで、ファンの獲得及び関係人口の創出につなげる。本仕様書は、坂井市アンテナショップの運営業務を委託するにあたり、円滑かつ効果的な管理運営を行うために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務名

坂井市アンテナショップ運営業務

3. 契約期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4. 店舗コンセプト

市産品の販売を通じて魅力発信するとともに、首都圏と本市をつなぐ交流拠点として運営する。来店者との継続的な接点を創出し、ファンづくりと観光誘客につなげる。

5. 基本条件

(1) 店舗名称・ロゴ

坂井市アンテナショップ「KINENO（きのの）」の名称及びロゴについては、委託期間中これを変更してはならない。

(2) 営業日および営業時間

下記の営業日および営業時間を原則とし、これ以外の設定とする場合は、市と協議すること。

営業日：年始（1月1日～1月3日）を除き年中無休

営業時間：10：30～19：00

6. 業務内容

受託者は、坂井市アンテナショップを首都圏における情報発信及び交流拠点として運営すること。

(1) アンテナショップ運営業務

(ア) 物販

- ・市内事業者が製造又は販売する商品を中心に出品商品を広く募集し、多様な市産品の取り扱いに努めること。また、近隣市町の特産品や坂井市と連携・交流のあ

る自治体の商品についても、店舗の魅力向上及び広域的な情報発信に資するものについては取り扱うこと。

- ・市産品の魅力が伝わる商品構成及び売り場づくりを行うとともに、来店者のニーズを商品構成に反映すること。
- ・季節や催事に応じた企画販売を実施すること。
- ・坂井市ふるさと納税制度の周知及び利用促進を努めるとともに、店頭で取り扱う対象商品をふるさと納税返礼品として購入できる仕組みを継続して運用すること。

(イ) 飲食

- ・市産食材や加工品を活用した飲食メニューを提供すること。
- ・季節感や地域性を感じられるメニュー開発に努めること。
- ・市産食材の魅力を効果的に伝える工夫をすること。

(2) 情報発信業務

(ア) 坂井市の魅力発信

- ・アンテナショップを首都圏における情報発信拠点として位置付け、市産品、食、観光、歴史、文化等の地域資源を活用し、坂井市の魅力発信を行うこと。
- ・店舗で取り扱う商品、飲食メニュー、企画展示及びイベント等を通じて、来店者の坂井市への興味・関心の醸成に努めること。
- ・店舗内に観光パンフレット、イベント情報、その他坂井市に関する情報を配架し、継続的な情報提供を行うこと。
- ・アンテナショップ及び坂井市の魅力を発信するパンフレット7,000部作成すること。様式は任意とし、内容及びデザインについては市と協議のうえ決定すること。

(イ) 情報発信

- ・店舗の取組内容、取扱商品、イベント情報、坂井市への関心喚起につながる情報について、SNS その他の媒体を活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行うこと。
- ・情報発信に当たっては、ターゲットに応じた広告配信、SEO 対策その他のデジタルマーケティング手法を活かし、店舗及び坂井市の認知度向上、来店促進並びにファンの獲得・育成を図ること。
- ・ホームページの運用及び保守を行うこと。ホームページについては、受託者の負担により新たに制作し、又は現受託者から必要なデータ等の引継ぎを受けて運用すること。

(3) イベント・交流業務

(ア) 店舗イベント

- ・市と協議のうえ、市産品や坂井市の魅力を発信するイベントを実施すること。
- ・実施にあたっては、必要に応じてブース設営、備品準備等を行うこと。

(イ) 外部イベントへの出展

- ・坂井市が指定する首都圏の百貨店、量販店、品川区主催イベント等に出展し、坂井市及び市産品のPRを行うこと。
- ・首都圏企業、商店街、関係団体等と連携したイベントの企画及び実施に努めること。

(4) 観光誘客業務

- ・関係団体と連携し、来店者に対して観光案内を行うこと。
- ・観光スポット、イベント情報、アクセス情報等を提供し、本市への誘客促進に努めること。
- ・移住定住に関する情報提供を行うなど、関係人口の創出及び移住定住の促進に努めること。
- ・来店者アンケート等を活用し、観光誘客に関する効果の把握に努めること。

(5) 運営管理業務

(ア) 業務計画及び収支計画

契約締結後、業務の実施体制を構築し、年間販売計画を含む業務計画及び収支計画を作成し、市へ提出すること

(イ) 施設及び設備管理

受託者は、店舗運営に必要な設備、備品、厨房機器、什器及びネットワーク環境等を整備すること。なお、整備方法は購入、リースその他の方法を問わない。設備等の整備に当たっては、別紙1「図面」及び別紙2「厨房・物販什器機器等一覧」、別紙3「備品一覧」を参照のうえ、受託者の負担により調達、設置及び必要な工事を行うこと。

(ウ) 許認可等の取得及び法令順守

- ・業務実施に必要な許認可及び届出（飲食店営業許可、酒類販売業免許その他営業に必要な許認可等）については、受託者の責任において業務開始日までに取得すること。
- ・必要となる許認可については、事前に市と協議のうえ、受託者の責任において取得すること。
- ・防火管理者を選任し、関係法令に基づく防火管理を行うこと。

(6) 引継ぎ

受託者は、令和9年4月1日の業務開始に支障が生じないよう、現受託者から必要な業務の引継ぎを受けること。また、引継ぎに当たっては、現受託者と共同でアンテナショップの商品等の棚卸しを実施すること。なお、引継ぎ業務及びその他業務開始に向けた準備に要する経費は委託料に含まないものとし、受託者の負担とする。

現受託者が委託販売を行っている商品については、原則として、新受託者が引き続きその責任において委託販売を行うものとする。また、現受託者が買い取り販売を行っている商品については、令和9年3月31日時点の在庫を新受託者が買い取るものとし、その結果を市に報告すること。

本仕様書における終了前までに、次期受託者に対し、業務運営に支障を来さないよう必要かつ十分な引継ぎを行うこと。

(7) 労務管理

- ・労働関係法令を遵守し、業務を遂行するために必要な人員を配置すること。
- ・坂井市及び福井県出身者、又は本市にゆかりのある者の雇用に努めること。
- ・スタッフの雇用、給与計算、社会保険手続等の労務管理を適切に行うこと。
- ・労働災害その他労務管理に関する必要な手続及び対応を適切に行うこと。
- ・スタッフに対し、接客、商品知識及び坂井市の観光・文化等に関する必要な研修及び指導を行い、来店者への適切な案内及びサービス品質の向上に努めること。

(8) 業務報告等

- ・受託者は、「6. 業務内容」に定める各業務の実施状況、イベントの実施結果及び「7 成果目標」の達成状況等について、集計及び分析を行い、月次報告書として市へ提出すること。なお、報告書の様式は任意とする。
- ・月次報告書には、売上実績、購入者数、イベント実施状況、情報発信実績その他市が必要と認める事項を記載すること。
- ・受託者は、毎年度終了後、業務実績、目標達成状況、課題及び改善提案等を取りまとめた業務報告書を提出すること。

7. 成果目標

本業務における成果目標及び目標期間は次のとおりとする。各年度において、次の目標達成に努めること。

目 標 期 間：令和9年4月1日から令和14年3月31日とする。

年間売上高：50,000,000円以上

年間購入者数：50,000人以上

8. 業務に含まない経費

次に掲げる費用は、本業務の委託料に含まないものとし、市の負担とする。

- ・ 店舗の賃料・共益費・敷金・礼金等の不動産借上げに要する費用
- ・ 建物に係る火災保険料及び賠償責任保険料

9. 業務上の留意事項

(1) 守秘義務

- ・ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ・ 受託者は、プライバシーマークの使用が認められていること。

(2) 運営上の条件

- ・ 本業務は観光交流課と随時情報の共有を行い実施すること。本仕様書の定めのない事項については、市と受託者が別途協議の上定めることとする。
- ・ 店舗運営の円滑な推進のため、戸越銀座商店街振興組合への加盟及び地元町内会へ加入すること。また、常日頃から戸越銀座商店街及び地元町内会活動に協力し、連携を図りながら業務を推進すること。
- ・ 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。

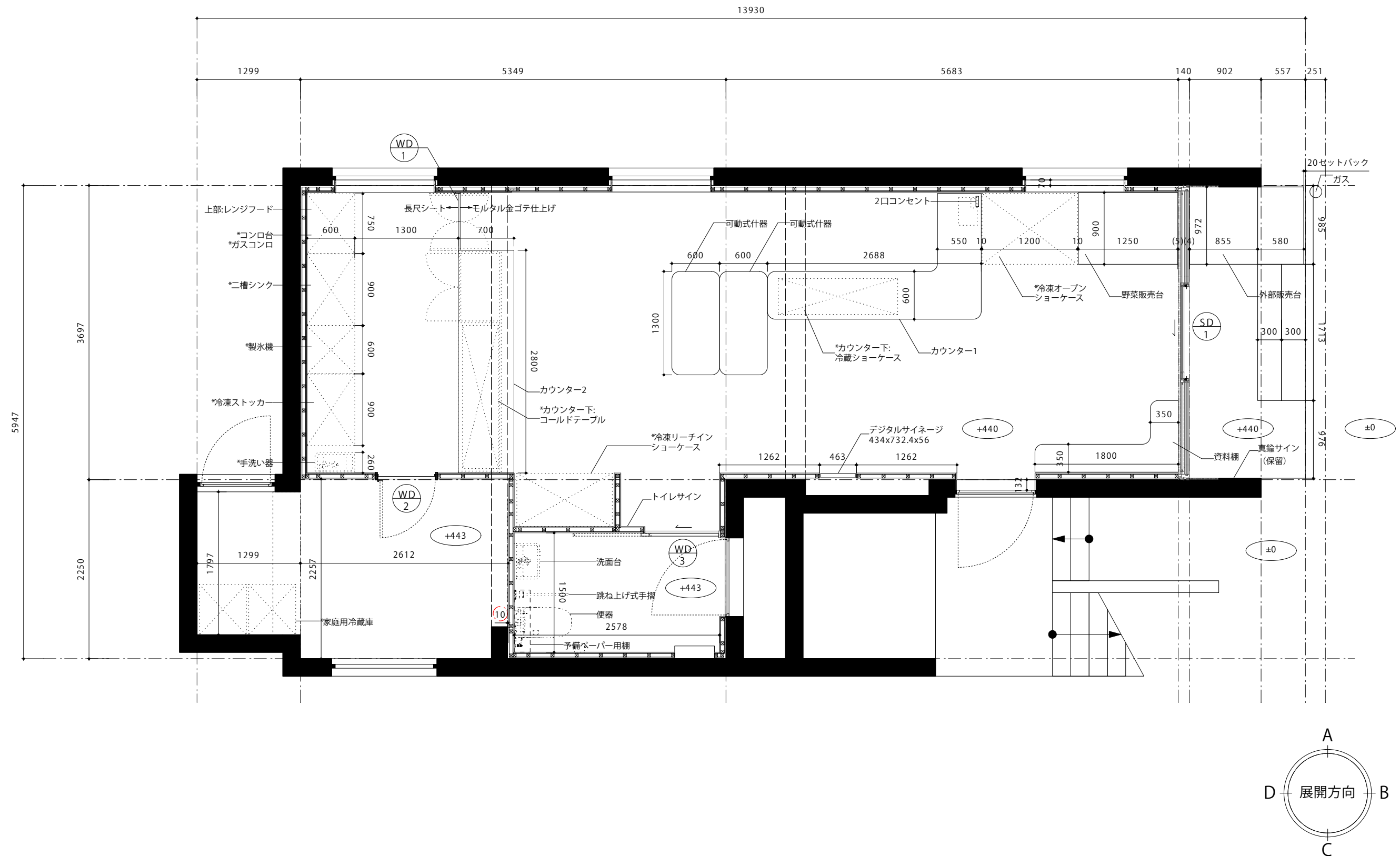
10. 担当所管課

坂井市役所 産業政策部 観光交流課

電話：0776-50-3152

FAX：0776-68-0440

別紙 1



別紙2

坂井市アンテナショップ 厨房・物販什器機器等一覧（運営者手配分・想定）

機器名	台数	想定外形寸法（mm）			備考
		幅	奥行き	高さ	
物販スペース・客席					
* 冷蔵オープンショーケース	1	1200	890	900	上部が開いているタイプのものを想定
* 冷蔵ショーケース	1	1500	450	800	カウンター下への設置。前面がガラス扉のものを想定。
* 冷凍ショーケース	2	600	520	690	造作棚内への設置。前面がガラス扉のものを想定。
厨房					
* コールドテーブル	1	1800	450	800	カウンター下への設置。前面が開くタイプを想定。
* コンロ台	1	750	600	650	業務用ステンレスコンロ台を想定。
* ガスコンロ	1	600	300	120	2口、都市ガス、業務用のものを想定。
* 二槽シンク	1	900	600	800	業務用ステンレスシンクを想定。
* グリーストラップ	1	適宜	適宜	適宜	二槽シンク下に収まる床置き型のものを想定。
* 製氷機	1	600	600	800	給排水接続の全自動製氷機を想定。
* 冷凍ストッカー	1	900	600	800	
* 手洗い器（シンク）	1	400	350	800	幅400mm以下のものを想定。
事務室兼倉庫					
* 冷蔵冷凍庫	適宜	適宜	適宜	適宜	必要であれば設置可能。
* エアコン	適宜	適宜	適宜	適宜	高さ280mm以下のものを想定

別紙3

○備品一覧

NO	品名	物品固有名称	型式・規格	数量	備考
1	ラベルライター	ラベルプリンター	KP-20-AC2-R	1	
2	事務用片袖机			1	
3	回転椅子			1	
4	ファクシミリ電話機	ファクシミリ電話機	KX-PD205DL	1	
5	平机	テーブル		1	
6	移動用テーブル	可動式什器		2	
7	机・台類	資料棚		1	
8	机・台類	外部販売台1		1	
9	机・台類	外部販売台2		1	
10	タブレット	iPad Wi-Fiスペースグレイ	第9世代10.2インチ64GB	5	レジ回り
11	電子レジスター	レシートプリンター	RP-F10ブラックBluetoothタイプ	1	レジ回り
12	電子レジスター	カスタマディスプレイ	DSP-A01-K1 Black	1	レジ回り
13	電子レジスター	キャッシュドロー	mJ-Drawer Black	1	レジ回り
14	タブレット型端末付属品	iPadスタンド7-11インチ対応	Universal Tablet station Black	1	レジ回り
15	電子レジスター	自動釣銭機&CAT端末連携	REX-ET60	1	レジ回り
16	電子レジスター	32V型ワイドインフォメーションディスプレイ	1920×1080	1	人流カメラ（屋内設置）
17	電子レジスター	STB	Impact TV S8	1	人流カメラ（屋内）
18	電子レジスター	WebCamera	C922n	1	人流カメラ（屋内）
19	ポータブルミニディスプレイ	メディアプレーヤー	MED-PL2K102	1	サイネージ（屋外）
20	液晶ディスプレイ	モバイルディスプレイ	LCD-YC162HX	1	サイネージ（屋外）